

勸 告

小 名 浜 港 長
(公 印 省 略)

気象庁から津波注意報が発表されたことから、小名浜港における船舶等に対し、次のとおり勧告します。

7月30日 8:37 (日本時間)をもって、警戒勧告(第一体制)とする。

警戒勧告(第一体制)

- 1 港内における荷役及び給油並びに港則法第31条及び第32条に係る工事、作業、行事は中止すること。
- 2 工事、作業現場においては、津波の来襲に備え、資機材等の流出防止措置を講じること。
- 3 入港船舶は、入港を見合わせる。
- 4 津波の来襲に備えて、直ちに避難できるように準備するとともに在港船及び関係者は、次の対応をとること。

【危険物積載船舶】

荷役・作業中止

係留強化又は港外退避

【一般船舶(荷役・作業船、漁船を含む。)]

荷役中止

係留強化又は港外退避

【小型船(プレジャーボート、小型漁船)]

陸揚げ固縛

港外退避

【錨泊船、浮標係留船】

情報注意

場合によっては港外退避、機関使用

※上記は標準的なものであり、関係者はそれぞれ、各船の特性や係留施設、船揚の状況等に応じて適切な対応策を検討すること。

5 留意事項

- (1) 港外退避については、出港準備が整った船舶から順次行うことを原則とするが、2次災害防止に留意し、旅客船、危険物積載船舶、水先人を必要とする大型船舶が出港する場合には、これらの船舶を優先すること。
- (2) 津波注意報の伝達及び船舶関係者との連絡を確保すること。
- (3) 発災時においては、NTT回線等の通信障害が予想されることから、一斉同報による送信が未着の場合であっても、津波注意報が発表された場合、勧告が発出されたものとして、自主的に行動すること。